

山梨県公報

第五百六十二号

令和七年

五月十五日

木曜日

目次

○指定公金事務取扱者の指定及び公金事務の委託(五件).....	二四一
○令和七年度地籍調査事業計画の決定.....	二四二
○指定納付受託者の指定.....	二四二
○建築基準法に基づく道路位置指定.....	二四二
○山梨県登録販売者試験の実施.....	二四二
○土地改良区役員の退任及び就任(二件).....	二四三
○公共測量の実施.....	二四七
○基本測量の終了.....	二四七
○落札者の決定について(二件).....	二四七

告示

山梨県告示第四百四十八号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十三条の二第一項の規定により、次のとおり指定公金事務取扱者に公金事務を委託した。

令和七年五月十五日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 指定公金事務取扱者の名称及び事務所の所在地 やまなしダイバーシティ推進共同事業体 山梨県甲府市湯田二丁目十三番一号
- 二 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入 山梨県立やまなし地域づくり交流センターの使用料
- 三 指定公金事務取扱者を指定した日及び公金事務を委託した日 令和七年四月一日
- 四 指定公金事務取扱者の指定及び委託の期間 令和七年四月一日から令和十一年三月三十一日まで

五 指定公金事務取扱者が納人から納付を受ける方法 現金又は口座振込

山梨県告示第四百四十九号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十三条の二第一項の規定により、次のとおり指定公金事務取扱者に公金事務を委託した。

令和七年五月十五日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 指定公金事務取扱者の名称及び事務所の所在地 弁護士法人ライズ総合法律事務所 東京都中央区日本橋三丁目九番一号 日本橋三丁目スクエア十二階
- 二 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入 県営住宅及び特定公共賃貸住宅に係る家賃及び駐車場の使用料
- 三 指定公金事務取扱者を指定した日及び公金事務を委託した日 令和七年四月一日
- 四 指定公金事務取扱者の指定及び委託の期間 令和七年四月一日から令和八年三月三十一日まで
- 五 指定公金事務取扱者が納人から納付を受ける方法 口座振込

山梨県告示第四百五十号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十三条の二第一項の規定により、次のとおり指定公金事務取扱者に公金事務を委託した。

令和七年五月十五日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 指定公金事務取扱者の名称及び事務所の所在地 山梨みらい農業協同組合 山梨県甲府市下飯田三丁目五番十二号
- 二 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入 農林高等学校で生産する生産物の販売額
- 三 指定公金事務取扱者を指定した日及び公金事務を委託した日 令和七年四月一日
- 四 指定公金事務取扱者の指定及び委託の期間 令和七年四月一日から令和八年三月三十一日まで
- 五 指定公金事務取扱者が納人から納付を受ける方法 現金

山梨県告示第四百五十一号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十三条の二第一項の規定により、次のとおり指定公金事務取扱者に公金事務を委託した。

令和七年五月十五日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 指定公金事務取扱者の名称及び事務所の所在地 一般社団法人さかいがわ農産物直売所 山梨県笛吹市境川町石橋七百二番地
- 二 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入 笛吹高等学校で生産する生産物の販売額
- 三 指定公金事務取扱者を指定した日及び公金事務を委託した日 令和七年四月一日
- 四 指定公金事務取扱者の指定及び委託の期間 令和七年四月一日から令和八年三月三十一日まで
- 五 指定公金事務取扱者が納人から納付を受ける方法 現金

山梨県告示第五百五十二号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十三条の二第一項の規定により、次のとおり指定公金事務取扱者に公金事務を委託した。

令和七年五月十五日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 指定公金事務取扱者の名称及び事務所の所在地 農事組合法人八代町農産物直売所 グリーンファーム八代 山梨県笛吹市八代町南四千六百三十二番地一
- 二 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入 笛吹高等学校で生産する生産物の販売額
- 三 指定公金事務取扱者を指定した日及び公金事務を委託した日 令和七年四月一日
- 四 指定公金事務取扱者の指定及び委託の期間 令和七年四月一日から令和八年三月三十一日まで
- 五 指定公金事務取扱者が納人から納付を受ける方法 現金

山梨県告示第五百五十三号

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第六条の三第二項の規定により令和七年度地籍調査事業計画を定めたので、同条第五項の規定により次のとおり告示する。

令和七年五月十五日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 調査を行う者の名称 甲府市、甲斐市、甲州市、市川三郷町、身延町及び山中湖村
- 二 調査地域 甲府市上帯那町及び下帯那町、甲斐市吉沢、甲州市塩山牛輿、西八代郡市川三郷町上野、南巨摩郡身延町岩久及び相又並びに南都留郡山中湖村山中の各一部
- 三 調査期間 令和七年四月一日から令和八年三月三十一日まで

山梨県告示第五百五十四号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十一条の二の三第一項の規定により、次のとおり指定納付受託者を指定した。

令和七年五月十五日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 指定納付受託者の名称及び事務所の所在地 株式会社エフレジ 大阪府大阪市北区大深町四番二十号グランフロント大阪タワーA
- 二 指定納付受託者に納付させる歳入 手数料（インターネットを利用して納付する建設業許可等申請手数料に係るものに限る。）
- 三 指定納付受託者を指定した日 令和七年四月一日
- 四 指定納付受託者が納付の対象とする電子決済サービスの種類 Pay i e a s y 決済
- 五 指定納付受託者の指定の期間 令和七年四月一日から令和八年三月三十一日まで

山梨県告示第五百五十五号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定したので告示する。その関係図書は、山梨県峡東建設事務所に備え置いて縦覧に供する。

令和七年五月十五日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 指定の年月日 令和七年五月七日
- 二 指定道路の位置 笛吹市石和町川中島字鍛冶屋敷六百五十番十
- 三 指定道路の幅員 最大四・六メートル 最小四・五九メートル
- 四 指定道路の延長 三十三・九七メートル

公 告

● 山梨県登録販売者試験の実施

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第四十五号）第三十六条の八第一項の規定により、山梨県登録販売者試験を次のとおり実施する。

令和七年五月十五日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 試験日 令和七年八月二十八日（木）

二 試験場所 甲府市大津町二千九十二番地八 山梨県立産業展示交流館アイメッセ山梨（受験者数によっては試験場所を変更することがあるため、受験票で確認すること。）

三 試験項目

- 1 医薬品に共通する特性と基本的な知識
 - 2 人体の働きと医薬品
 - 3 主な医薬品とその作用
 - 4 薬事に関する法規と制度
 - 5 医薬品の適正使用と安全対策
- 四 受験資格 学歴、年齢及び性別を問わない。
- 五 受験手続

1 提出書類

- (一) 受験願書（正本副本各一通とする。）
- (二) 写真（提出前六月以内に撮影した正面、無帽、上半身像、縦四・五センチメートルかつ横三・五センチメートルのものであって、裏面に氏名を記載したものを受験願書の写真欄に貼り付けること。）
- 2 受験手数料 一万四千元（受験願書に一万四千元に相当する額面の山梨県収入証紙を貼り付け、消印はしないこと。なお、受験手数料は、出願を取り下げ、又は受験しなかった場合でも還付しない。）

六 受験願書の受付期間及び提出先等

- 1 受付期間等 令和七年六月九日（月）から同月二十日（金）までの山梨県の休日（平成元年山梨県条例第六号）に定める県の休日を除く日の午前八時三十分から正午まで及び午後一時から午後五時十五分までとする。ただし、郵送による場合は、書留郵便とし、令和七年六月九日（月）から同月二十日（金）までの消印のあるものを有効とする。

- 2 提出先等 甲府市に在住する受験者にあつては甲府市保健所に、甲府市以外の県内に在住する受験者にあつては各保健福祉事務所（保健所）に、本人又は代理人が持参すること。県外に在住する受験者にあつては、山梨県福祉保健部衛生薬務課（山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号）に、本人又は代理人が持参すること。郵送による提出を希望する受験者にあつては、山梨県福祉保健部衛生薬務課（山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号）に、本人又は代理人が送付すること。

七 試験結果の発表等

- 1 合格者の発表 令和七年十月三日（金）午前十時に山梨県庁防災新館東側掲示板、各保健福祉事務所（保健所）及び甲府市保健所の掲示板並びに山梨県のホームページ、

ページに合格者を受験番号で発表する。

2 合格通知書の送付 合格者には、合格発表後に合格通知書を郵送する。

八 その他 詳細については、山梨県福祉保健部衛生薬務課（電話〇五五―二二三―一四九一）に問い合わせること。

● 土地改良区役員の退任及び就任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、両村堰土地改良区から次のとおり役員が退任及び就任した旨届出があった。

令和七年五月十五日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

一 退任

役職名	氏名	住所	退任年月日
理事	守屋勝之	北杜市明野町小笠原千四百二十番地二	令和七年四月十九日
同	船窪敏文	北杜市明野町上手三千九百四十番地九番地	同
同	深沢喜嗣	北杜市明野町上手四百八十六番地	同
同	沓川友明	北杜市明野町上手二千五百四十番地一	同
同	浅原清一	北杜市明野町上手三千百十三番地	同
同	五味哲	北杜市明野町上手五千六百二十番地九番地	同
同	伊東賢一	北杜市明野町上手千八百三十番地二	同

同	
村田茂	十八番地
北杜市明野町上神取千三百八十 九番地	同

● 土地改良区役員の退任及び就任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、初狩土地改良区から次のとおり役員が退任及び就任した旨届出があった。

令和七年五月十五日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

一 退任

役職名	氏名	住所	退任年月日
理事長	小林高志	大月市初狩町中初狩七百三十三番地一	令和七年三月三十一日
副理事長	中村忠明	大月市初狩町中初狩二千八十一番地	同
同	小林孝彦	大月市初狩町中初狩八百八十八番地	同
理事	飯島富夫	大月市初狩町下初狩三千三百五十番地	同
同	奈良志げ子	大月市初狩町下初狩三千三百九十五番地五	同
同	小林栄一	大月市初狩町下初狩三百二十番地	同
同	小笠原久子	大月市初狩町下初狩三千二百	同

同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
小林紀善	小林修	小林一康	小林功治	小林由雄	小林久雄	渡辺隆久	小林正幸	小林由美子	小林忠人	佐藤岳仙	
大月市初狩町中初狩千百六十七番地一	大月市初狩町中初狩八百六十九番地	大月市初狩町中初狩八百十八番地	大月市初狩町中初狩二百八十七番地一	大月市初狩町中初狩五百三十三番地一	大月市初狩町中初狩四百八十四番地	大月市初狩町中初狩三百七十二番地一	大月市初狩町中初狩百六十四番地八	大月市初狩町下初狩千八百七十六番地	大月市初狩町下初狩千八百五十九番地	大月市初狩町下初狩二千七百五十二番地	三番地十三
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同

二 就任

同	同	理事	同	副理事長	理事長	役職名	同	監事	同	同
小俣伸一	小室政美	渡邊衛	小林孝彦	中村忠明	小林高志	氏名	天野博	小林正章	三枝宏之	小林孝至
大月市初狩町下初狩三千百九十三番地二	大月市初狩町下初狩三千三百六十五番地一	大月市初狩町下初狩三百二十五番地	大月市初狩町中初狩八百八十番地	大月市初狩町中初狩二千八十一番地	大月市初狩町中初狩七百三十三番地一	住所	大月市初狩町下初狩四百九十八番地一	大月市初狩町中初狩八百二十五番地	大月市初狩町中初狩千八百七十五番地五	大月市初狩町中初狩二千五百四十四番地
同	同	同	同	同	令和七年四月一日	就任年月日	同	同	同	同

同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
小林修	小林一康	小林功治	小林由雄	小林久雄	渡辺隆久	小林正幸	小林由美子	小林忠人	佐藤岳仙	宮下益代
大月市初狩町中初狩八百六十九番地	大月市初狩町中初狩八百十八番地	大月市初狩町中初狩二百八十七番地一	大月市初狩町中初狩五百三十三番地一	大月市初狩町中初狩四百八十四番地	大月市初狩町中初狩三百七十二番地一	大月市初狩町中初狩百六十四番地八	大月市初狩町下初狩千八百七十六番地	大月市初狩町下初狩千八百五十九番地	大月市初狩町下初狩二千七百五十二番地	大月市初狩町下初狩三千二百零二番地十二
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同

同	小林一敏	大月市初狩町中初狩八百十六番地	同
同	小林孝至	大月市初狩町中初狩二千五百四番地	同
同	三枝宏之	大月市初狩町中初狩千八百七十五番地五	同
監事	小林正章	大月市初狩町中初狩八百二十五番地	同
同	天野博	大月市初狩町下初狩四百九十八番地一	同

● 公共測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により国土交通省中部地方整備局富士砂防事務所から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和七年五月十五日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 測量の種類 公共測量（航空レーザ測量）
- 二 測量の地域 山梨県富士吉田市並びに南都留郡鳴沢村及び富士河口湖町
- 三 測量の期間 令和七年五月一日から令和八年七月三十一日まで

● 基本測量の終了

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第二項の規定により国土地理院の長から次のとおり基本測量の実施を終わった旨の通知を受けたので、同条第三項の規定により公示する。

令和七年五月十五日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 測量の種類 基本測量（電子国土基本図（地図情報）修正）

- 二 測量の地域 山梨県全域
- 三 測量の期間 令和六年四月一日から令和七年三月三十一日まで

教育委員会

● 落札者の決定について

次のとおり落札者を決定した。なお、この公告は、二十二年三月三十日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された千九百九十四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定、経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定その他の国際約束の適用を受ける調達契約に係るものである。

令和七年五月十五日

山梨県総合教育センター

所長 天 野 信 一

一 落札に係る役務の名称及び数量

- (一) 名称 県立学校におけるICT支援員業務
 - (二) 数量 一式
- 二 契約に関する事務を担当する所属の名称及び所在地
- (一) 名称 山梨県総合教育センターICT教育支援センター
 - (二) 所在地 山梨県笛吹市御坂町成田一四五六番地
- 三 落札者を決定した日 令和七年三月二十四日
- 四 落札者の氏名又は名称及び住所
- (一) 名称 株式会社エージェント
 - (二) 住所 東京都渋谷区道玄坂二丁目二十五番十二号
- 五 落札金額 四千四百四十八万七千六百円
- 六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 七 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七條の六第一項の規定による公告を行った日 令和七年二月二十日

● 落札者の決定について

次のとおり落札者を決定した。

令和七年五月十五日

山梨県総合教育センター

所長 天 野 信 一

- 一 落札に係る役務の名称及び数量
 - (一) 名称 洪川河川工事に伴う教育情報ネットワーク用光ファイバーケーブル移設
数量 一式
 - (二) 数量 一式
- 二 契約に関する事務を担当する所属の名称及び所在地
 - (一) 名称 山梨県総合教育センターICT教育支援センター
 - (二) 所在地 山梨県笛吹市御坂町成田一四五六番地
- 三 落札者を決定した日 令和七年三月二十八日
- 四 落札者の氏名又は名称及び住所
 - (一) 名称 株式会社サンテレコム
 - (二) 住所 山梨県甲府市中央二丁目十三番二号
- 五 落札金額 四百五十二万円
- 六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 七 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の六第一項の規定による公告を行った日 令和七年三月六日